

令和8年度 第1回周南市地域自立支援協議会会議録

1 日時 令和8年7月23日（木） 10時00分から11時45分

2 場所 周南市役所 1階 多目的室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

下村 幸子、末廣 睦子、渡辺 容子、岡崎 裕美、中村 忠俊、
藤本 剛、角野 美羽、河杉 由紀子、辻 慶一郎、古川 智也、
守本 友美、井上 佳明、仲西 徹、森弘 八重子 14名

(2) 事務局

福祉部長、障害者支援課長、障害者支援課課長補佐、
障害者支援担当係長、障害者福祉担当係長

4 欠席者(敬称略)

岩本 直樹 1名

5 傍聴者数

なし

6 内容

1. 開会
2. 自己紹介
3. 周南市地域自立支援協議会について
4. 会長・副会長選出
5. 議 事
 - (1) 運営会議及び各部会の今後の実施計画等について
 - 運営会議報告
 - 相談支援会議及び部会等報告
 - ・相談支援会議
 - ・就労部会
 - ・こども部会
 - ・地域生活支援拠点機能充実プロジェクト

- (2) 周南市障害者計画（第5期）の進捗状況について
 - (3) 第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の進捗状況について
 - (4) 第8期周南市障害福祉計画・第4期周南市障害児福祉計画の策定について
 - (5) 周南市障害者差別解消支援地域協議会について
 - (6) 令和8年度 障害者の福祉を考える集いについて
6. 閉会

7 協議内容

1. 開会

周南市福祉部長より開会挨拶

2. 自己紹介

協議会委員の一斉改選後、初回の会議であるため、出席委員及び事務局から自己紹介を行う

3. 周南市地域自立支援協議会について

事務局より本協議会の目的、組織構成、会議の情報公開について説明
本日の傍聴人（0人）を確認、報告

4. 会長・副会長選出

周南市地域自立支援協議会要綱第5条に基づき、委員の互選により、会長及び副会長を選出した。

会 長 古川 智也 委員

副会長 辻 慶一郎 委員

選出後、古川会長からの挨拶があった。

5. 議事

周南市地域自立支援協議会要綱第6条に基づき、会長を議長として、以下のとおり議事を行った。

| | |----------------------------| | (1) 運営会議及び各部会の今後の実施計画等について | |----------------------------|

◎議 長 それでは、資料に沿って議事を進めてまいります。議題（1）「運営会議及び各部会の報告」について、事務局から説明をお願いします。

■事務局 それでは事務局から議題（１）「運営会議及び各部会の今後の実施計画等」についてご説明します。初めに、運営会議についてご報告します。お手元の資料の４ページをお開きください。本協議会における議事の整理や地域課題について協議する運営会議を、去る７月１３日に開催いたしました。運営会議では、地域の課題を具体的に協議検討する場である、相談支援会議、就労部会、こども部会、地域生活支援拠点機能充実プロジェクトの各部会等で挙げた内容について、各代表メンバーと基幹相談支援センター所長にお集まりいただき、情報の共有及び意見交換を行いました。これらの課題の詳細については、後程、事務局からご説明いたします。

運営会議についての説明は以上になります。

◎議長 ただいま事務局から、運営会議について説明がありました。委員の皆様からご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

（発言なし）

◎議長 ご質問・ご意見が無いようでしたら、次の報告に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。後程、お気づきの点等ございましたら、改めてご質問いただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、相談支援会議及び各部会の活動報告に移ります。

まず、相談支援会議から、ご報告をお願いします。

■事務局 相談支援会議についてご報告いたします。資料は５ページです。

相談支援会議の参加機関等につきましては、資料に記載のとおりです。

今年度の相談支援会議は、昨年度、地域課題として把握した「相談支援専門員の負担増への対応」をテーマに実施することとし、第１回会議を、５月２９日金曜日に開催しています。

まず、相談支援を取り巻く現状として、「相談受理のためのキャパシティが限界であり、受入が難しい場合がある」という課題があり、これに対する課題解決のための具体的な手法として、複数事業所の協働による相談支援の体制整備について、検討を行うこととしました。これは、一人・二人体制などの小規模事業所が協定を結ぶことにより、質の高い相談支援体制を構築する取り組みであり、一部の自治体において実施されている手法になります。

今年度は、この体制構築について、他自治体の先行モデルの情報を集約しながら、実装に向けた検討協議を進めてまいります。

相談支援会議の報告は以上です。

◎議長 ただいま事務局から、相談支援会議について説明がありました。委員の皆様の方からご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

◎委員 これは「要望」になるかと思いますが、「相談支援」ということで言えば、周南市では基幹相談、委託相談、あとは指定特定という風に分かれています。利用者のにとっては、どこの相談を使っても、基本的には「相談は相談」という認識だと思います。ですが、「うちの事業所では、ここまでできません」という話を聞くことがあります。利用者も高齢化が進んでいて、状況が変わられる方も多々おられます。特に、就労系サービスを利用されている方が高齢化して、状況の変化に応じて他のサービスへ繋げる必要が生じたとき、相談機関によって対応が違う場合があります。違うこと自体は仕方ないと思いますが、自分たちの相談だけではできないことを、いかに他の相談機関へ繋げて、できないことをやってもらうかといった連携についても、今後検討していただきたいと思います。もちろん、制度上の区切りはあるかと思いますが、基本的には、利用者と相談支援専門員との、人と人との繋がりが、利用者の生活の継続、支援に繋がってくると思いますので、その辺りを整理したうえで、支援のための体制や手段を研究したり、連携について広報を行ったりといったことを要望します。よろしくお願いします。

◎議長 それでは、委員から、ご意見と、ご要望がございました。事務局から回答をお願いします。

■事務局 はい、ありがとうございます。相談機関についてお話をいただきましたが、委託相談に関しては、計画相談よりも幅広い相談を受け付けて頂いているところです。また、ご要望の趣旨からは少し外れるかもしれませんが、新たに「拠点相談」という相談機能を、基幹相談支援センターにおいて取り組んでいただくこととしております。詳しくは「地域生活支援拠点プロジェクト」の報告でご説明いたしますが、その辺りを含めて、周知広報等に取り組んでまいりたいと思います。

◎議長 その他、ご意見等がありますでしょうか。

◎委員 先ほどの報告のなかで、相談支援専門員の負担軽減ということで説明がありましたが、具体的に、相談員さんのストレスや不安は、どういう分野で、どういう所にあると把握しておられるのでしょうか。その辺りが分からないと、次にどうするのかという方向性も見えないでしょうし、拠点相談が始まったからといって負担が軽くなる訳でもないと思うので、市の見解を教

えてください。

■事務局 相談支援専門員の負担感の把握についてですが、相談支援会議の場で話し合う中では「担当している件数が多い」ことが挙げられていました。また、一人体制の事業所からは「困難な事例があっても他に相談できる相談員がいない」との意見が挙がりました。これらの課題解決に向けて、複数事業所の協働による相談支援体制を整備し、例えば、一人体制の事業所と二人体制の事業所が協定を結んで、パイを大きくして相談支援に取り組むことにより、不安感の解消に繋げる、という議論がされました。先行自治体の事例等を参考にしながら、なるべく早く体制を構築できるよう、検討していきたいと考えております。

◎委員 ありがとうございます。今の説明を受けて、2点お尋ねします。まず、一人の相談支援専門員が担当する適正なケース数についてです。複数の事業所で協定を結んで、相談しながら支援に取り組むことは、とても良いことだと思うのですが、相談したい支援員が抱えているケース数がいっぱい、相談される側の支援員もいっぱい、という余裕のない状況では、共倒れになるのではないかという懸念がありますが、市はどのように捉えているのでしょうか。もう1点、今後、根本的な課題解消に向けて、行政の立場から働きかけていただきたいと思うのですが、お考えを聞かせてください。

■事務局 適正なケース数について、国は40～60ケースを目安としていますが、実際には、それより多い、1人当たり70～80ケースを抱えている事業所もございます。市としても、新たな相談支援専門員の担い手の確保が必要と考えていますが、根本的な課題解決は、なかなか難しいのが実情です。今ある事業所に対する支援として、相談支援専門員の更新研修費用の補助など、今年度から開始した新たな取り組みもありますし、先ほどご説明した共同モデルや、新たな補助金の検討など、そういったことも含めて、課題解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎委員 ありがとうございます。もうひとつ、指定特定であれば、担当するケース数に応じてサービス報酬が支払われますが、委託相談については、事業所に対し、定額の委託料が支払われます。事業所によっては、委託相談の件数が増えてくると、そのしわ寄せで、指定特定の計画相談を受けられない場合もあると思います。たくさんのケースに対応するため、相談支援専門員を増やしたくても、委託料は定額であり、それだけでは人件費を賄えない。そういう兼ね合いというか、目に見えない金銭的な負担のため「一人でやるし

かない」「二人でやるしかない」という状況に陥っている場合があると思います。今後、事業所が事業を継続していくためにも、適切なケース数を見極め、相談支援専門員が無理なく、余裕をもってケース対応ができる体制の構築を、行政も一緒になって考えていただきたく、要望します。

- 事務局 ありがとうございます。相談支援専門員の負担軽減について、突き詰めて考えるならば、新しい事業所ができるのが一番望ましい所ではありますが、それも含め、今後研究してまいりたいと思います。なお、委員より、委託相談と指定特定相談との兼ね合いのお話をいただきましたが、今年度から委託相談を廃止して、計画相談に注力いただけるよう調整を図った事業所も1箇所ございます。ご指摘いただいた点については、かねてから事務局も認識しており、今後も引き続き検討してまいります。

◎委員 わかりました。

◎議長 その他、ご意見等がありますでしょうか。

(発言なし)

◎議長 それでは続きまして、就労部会について、事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局 就労部会についてご報告をいたします。資料は6ページから7ページです。

今年度、7月1日に第1回就労部会を開催しました。「障害者就労」という大きな地域課題に対して、資料のとおり3つの個別の課題を整理した上で、6ページ下の方、「3. 今後の方向性（令和8年度事業計画案）」として、今年度、優先的に以下の取り組みを進めていくことを確認しました。

ひとつ目が「(1)「就労選択支援」に関する研修会の開催」です。新制度への理解を深め、関係者が共通認識を持って支援にあたるよう、先進自治体から講師を招き、研修会の企画・開催を検討してまいります。

ふたつ目が「(2) 早い段階での働くイメージを持ち、自分らしい選択ができるような取り組み」です。これは、総合支援学校の生徒などが、保護者とともに本人が将来働くイメージをつけることが目的で、中等部以降の生徒を対象に、市内の就労継続支援A型・B型事業所等見学会の実施を検討していきたいと考えています。

三つ目が「(3) 就労支援パンフレットの更新」です。これは、市民や企業、

当事者の方に分かりやすく情報を届けるため、「就労選択支援」の内容を盛り込むなど、7月中を目途にパンフレットの情報の確認し、市ホームページに掲載するものです。「認識のギャップ」解消のための企業へのアプローチを含め、周知活動にも努めてまいります。

就労部会の報告は以上です。

◎議長 ただいま事務局から、就労部会について説明がありました。委員の皆様の方からご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

◎委員 資料にある「(3) 新たな支援制度の運用と支援体制の課題」について質問します。就労選択支援について、支援体制の構築を進めていくとのことですが、その説明のなかで「周南モデルのような圏域で事業所間の調整アセスメント方法と同じ方向性での事業を目指していく」とあります。これは、私も「圏域モデル」をテーマに研究しているのですが、この就労選択支援の体制と、圏域モデルの体制について、繋がるような可能性はあるのでしょうか。それともう一点、ここにある「事業所間の調整やアセスメント」は、どこが担うべきだとお考えでしょうか。

◎議長 それでは、事務局から回答をお願いします。

■事務局 まず1点目、「周南モデル」についてですが、昨年度、就労選択支援についての研修会があり、その中で、滋賀県の事例をお聞きしました。その研修を踏まえて、周南圏域においても、各就労選択支援事業所が、まちまちの方向で取り組むよりも、圏域単位で、例えばモデルみたいなものを作って取り組んでいこうというのが、ここでいう「周南モデル」になります。

また、「事業所間の調整」については、部会のなかで話し合うなかで行っていきたいと考えております。

◎委員 ありがとうございます。

◎議長 他にありますか。

◎委員 資料にある「(1) 企業側と学校・福祉側の「認識のギャップ」」についてお尋ねします。資料には、現状として「企業側には『若手をじっくり育てる余裕がない』という実情がある」と書かれていますが、これは、どういう企業を想定しておられるのでしょうか。大企業なのか、中小企業なのか、どこの企業もそういう状況なのか、といったところを教えてください。

■事務局 この資料は、就労部会において、部会員から出た意見を取りまとめたものですが、イメージとしては、どちらかと言えば、中小企業を想定していると思います。大企業であれば、受け入れ体制を確保し、専門の支援員を配置しておられる場合もありますが、中小企業において、それを実現することは難しく、「若手をじっくり育てていく余裕がない」という意見が挙がったところです。ただし、もう一方で「障害者雇用に取り組んでいく」という意見もありましたので、申し添えます。

◎委員 ありがとうございます。このことについて、他の委員からご意見を伺ってもよろしいですか。

◎委員 はい。私の所属する組織も就労部会に参画しており、参加した職員から報告を受けましたが、私は、これを一般論として受け止めておりました。障害のある方に特化した課題ではなく、障害のない若手の方も含めた現状として、「企業がじっくり時間をかけて人を育てる余裕がない」という傾向はあり、これについては、大企業のように、しっかり仕組み化されている組織よりも、中小企業はより現れやすい傾向にあるということと受け止めています。

◎委員 私からもよろしいでしょうか。本校では、つい先日学校公開があり、多くの企業に見学していただき、見学後はグループに分かれて「学校に求めること」をお伺いしました。企業によって、それぞれニーズが異なっていますので、今後、学校として、社会に出る前に生徒をどこまで育てられるか、作業学習という「働く勉強」を通して、もう1回組み立て直していきたいと考えています。そのなかで、「会社の中のことは会社で教えられるので、挨拶や、わからないことを聞く、コミュニケーションを取る、といった点を育てて欲しい」ということは、各企業から共通でお聞きしました。本校には知的障害のある生徒も多く在籍しているので、今後、障害福祉サービス事業者様とも連携しながら進めていきたいと考えています。

◎議長 皆様ご意見等ありがとうございます。それでは、まだご意見があるかもしれませんが、まだ議事も残っていますので、次に進みたいと思います。
続きまして、こども部会の報告を、事務局からお願いします。

■事務局 こども部会の活動報告です。資料は8ページから9ページです。

こども部会は、6月18日に第1回目の会議を行いました。令和6年度から二つのグループに分かれて協議をすすめており、今年度も2グループで

協議・検討していく予定としています。

まず、一つ目は、学校と福祉の連携についてですが、これは、保護者が障害受容できていないケースや、学校への過度な期待がある等、学校での支援が困難なケースについて、福祉が間に入ることによって、学校、保護者、福祉が課題を共有し、同じ目標に向かって支援していくために連携を進めていくものです。具体的には、これまでも、こども部会から学校関係者への説明の場をいただけてきましたが、それでも「福祉とつながるタイミングが分からない」とのアンケート結果もあり、まだまだ周知が足りないと考えられるため、昨年度に引き続き、8月に開催される特別支援教育校内コーディネーター研修会で障害福祉サービスについての説明の時間をとっていただくこととしています。さらに、中学校研修会特別支援教育部より依頼をいただいております。夏季研修会において説明を行う予定としております。

また、児童クラブにおける特性のある子どもの受け入れも課題となっている中、今年度は、10月に開催される児童クラブ支援員の研修会でも説明を行う予定としております。

次に、二つ目の未就学児の支援についてですが、近年、保育園・幼稚園に在籍する子どもの児童発達支援利用の需要が高まっています。こうした中で、保育園・幼稚園の先生方が現在で課題に思っておられることを把握するため、今年度は、保育園・幼稚園に対してのアンケート調査を実施し、いくつかの園を訪問することで、ニーズ把握を行いたいと考えております。

今後も、以上の二つのテーマについて検討を進めてまいります。

こども部会の報告は以上です。

◎議長 それではただいま事務局の方からこども部会につきまして、ご説明がありました。委員の皆様の方からご意見とかご質問ございましたらよろしく願いいたします。

(発言なし)

◎議長 無いようでしたら、以上でこども部会の報告を終わります。それでは、最後に「地域生活支援拠点機能充実プロジェクト」について、事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局 地域生活支援拠点機能充実プロジェクトについてご報告いたします。資料は、10ページから14ページになります。

本プロジェクトにつきましては、障害のある方々の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けら

れるよう、地域生活支援拠点の機能充実に向けて、令和6年度にプロジェクトを立ち上げ、協議を重ねてきたものでございます。

具体的には、資料11ページ「2 機能充実に向けての整理事項」にまとめておりますとおり、十分でなかった3つの課題を整理してまいりました。

その結果、「3 機能充実実施体制（案）」を固め、本年10月から機能充実の運用を開始することとしています。

それでは、各機能の詳細につきましては、資料にそってご説明いたします。12ページ「(4) 各機能充実」をご覧ください。

「①相談機能」につきましては、市業務委託で実施し、基幹相談支援センターへの委託を予定しています。ここに拠点コーディネーターを1名配置し、相談窓口を設置します。拠点相談では、計画相談及び一般相談と明確な線引きを行うことなく、障害者の生活全般について相談を受け付けます。また、市委託相談、他サービス事業所等で把握したリスク世帯の拠点相談への情報集約の仕組みを構築してまいります。そうした中で、リスク世帯をリスト化し、拠点相談の特徴でもある「アウトリーチ」と「コーディネート」に取り組んでいくこととしています。

次に、「②緊急時受入機能」です。こちらは、主に短期入所事業所に対して、市業務委託のかたちで実施する予定です。利用対象者は原則として、短期入所サービスの支給決定のない障害者であって、養護者に事件・事故・急病等が生じ、障害者の単身での生活維持が困難となった者としており、拠点コーディネーターが必要な調整を行うこととなります。利用期間は最長で1週間程度としており、この期間については、プロジェクトチームの中でも議論がありましたが、この拠点機能は、あくまで「緊急時の対応」であり、その間に、拠点コーディネーターを中心に、障害福祉サービスの区分認定・支給決定等、8日目以降の体制確保に全力を尽くすこととしています。なお、委託料は日額6,500円で、これは障害福祉サービスの国報酬の短期入所サービスの単価から算出しています。また、食事代等の実費は利用者が事業所に支払うかたちで負担いただきますが、サービス利用にかかる自己負担は求めないことで一致しました。これまでの協議の中では、自己負担を求めることも視野に入れて、協議を重ねてきましたが、個別の障害福祉サービス等ではカバーしきれないニーズに対応するための地域生活支援拠点本来の趣旨や、この拠点事業（緊急時の受入、体験の機会）は、利用者の自発的な希望による利用というよりも、拠点コーディネーターによる調整・働きかけを通じて利用に至るケースを想定している、との意見も踏まえ、「自己負担なし」としたものです。

次に、「③体験の機会機能」です。こちらは、主に共同生活援助事業所に対して、市業務委託のかたちで実施する予定です。利用対象者は原則として、

共同生活援助サービスの支給決定のない障害者であって、将来、拠点機能における緊急時受入や、施設入所（短期入所含む）、グループホームの利用が想定される者であって、そのための体験が必要であると、拠点コーディネーターが判断した者としています。また、施設入所中又は精神科病院入院中であって、地域移行を目的とした体験が必要であると拠点コーディネーターが判断した者も対象とします。利用期間は最長で1週間程度で、その間に、将来的なサービス利用に向けた障害特性等の把握を行うこととしています。委託料は緊急時受入と同様、日額6,500円で、サービス利用にかかる自己負担も、緊急時受入と同様、求めないこととしています。

以上、3つの機能を、拠点コーディネーターを中心に充実していくわけですが、プロジェクトの議論のなかで、

- ・「体験の機会・場」の利用や、障害福祉サービスの短期入所の利用では、利用までに時間・手間がかかるとして、安直に「緊急時の受入」利用希望とならないか危惧している。
- ・「困ったら拠点が何とかしてくれる」「拠点に言っておけば良い」等、安易な利用とならないよう注意が必要。

といった意見もありました。

これらに対しては、きちんと軌道修正していく認識を共有した上で、相談支援事業所との連携・周知が重要であること、「拠点」という相談機能の充実を強調して周知していくこと、をプロジェクト内で共有したところです。

このように、事業の大枠は固まってまいりましたので、今後は、資料14ページ「4 今後の対応」に記載のとおり、市要綱の策定や、各機能を担う事業所の登録、関係機関への周知を図ってまいります。特に周知につきましては、ホームページや広報への記載だけでなく、家族会、民生委員児童委員協議会等での説明会の実施など、丁寧な周知に努めてまいります。

地域生活支援拠点プロジェクトの報告は以上です。

◎議長 それでは、ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様から、本プロジェクトについてご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

◎委員 拠点サービスの利用イメージについてお尋ねします。まず、緊急の電話を受ける。相談者は「こういう調整をして欲しい」と相談する。その電話を受け付けた時点で、拠点サービスに関する契約は成立し、コーディネーターが家庭訪問を行う、という流れなののでしょうか。

■事務局 緊急性の度合いにも依りますが、これまで、どこの相談機関にも繋がっていない方から相談があったときは、拠点コーディネーターが相談を受け付

けます。アウトリーチに繋げることが、拠点相談のメインとなりますので、お見込みのとおり、まずは家庭訪問を実施する流れになります。ただし、利用者との「契約」は発生しません。拠点の実施体制に関する費用は、市が、業務委託した事業所に対し、委託料をお支払いする形になりますので、拠点相談に関しては、市の委託業務として行っていただく形になります。

◎委員 それでは、サービスを利用するときの食事代に関する説明であるとか、利用契約は、どうされるのでしょうか。

■事務局 先ほどの事務局からの説明は、①相談機能 に関することであり、今ご質問いただいたのは ②緊急時受入機能 ③体験の機会機能 に関する事柄になると思います。これについては、受け入れ先の事業所と、利用者との間で、利用契約や、重要事項説明などの取り交わしが発生するものと考えております。

◎委員 ありがとうございます。それでは、例えば「母ひとり、子ひとり」の世帯があって、お母さんに何かあって、子どもは判断できないという緊急事態が生じたとします。親族を探したり、資力を確認したりといったプロセスを経て、施設を緊急利用することになった場合、利用者である子どもに対して、契約に関することや、食事代の実費負担など重要事項に関することを説明するのは、コーディネーターなのでしょうか、それとも、受け入れ側の施設職員になるのでしょうか。

■事務局 それについては、基本的には、受け入れ施設がメインとなって行っていくことになると思います。

◎委員 それでは、コーディネーターの役割は、利用者を施設に連れていくまで、というイメージで良いのでしょうか。

■事務局 はい。

◎委員 なぜこのような事をお尋ねするかというと、いざ運用を開始したときに、トラブルが生じる可能性があると考えられるからです。本当に細かいことではありますが、施設を緊急利用することになって、利用者が契約して利用開始した後に、近所に住む兄弟が見つかって「食費がかかるという話は聞いていない」という話になったとき、このトラブルを解決するのは、施設職員なのか、コーディネーターなのか、行政が行うのか、といった事柄を、あ

らかじめ詰めておかないと、トラブルになると考えたので、質問させていただきました。

■事務局 ありがとうございます。ご指摘いただいた内容は、運用開始に向けて細かく詰めていかなければならない事柄であると思いますが、受け入れ施設に対しては、令和6年度と7年度に事業者説明会を開催しており、専門機関としてのご対応をお願いしています。ですが、実際に運用が始まってから、本当に緊急時の、丁寧な説明がなかなかできない状況下において、「言った、言わない」といったトラブルが生じないよう、行政としても、事業所に寄り添った形で運用を整理しなければならないと思っています。

◎委員 わかりました。

◎議長 他にありますか。

◎委員 ③の体験利用の実施にあたっては、部屋の確保が必要になってくるとと思いますが、どのように実施されるお考えなのでしょうか。

■事務局 体験利用の実施にあたり、いわゆる空床の確保は、事業所に求めないこととしております。このことについても、各事業所に対し、事業者説明会や、直接訪問してお話をさせていただいた中で、居室の空きがあるタイミングを拠点コーディネーターに共有していただき、調整を図ることとしています。

◎委員 わかりました。

◎議長 他にありますか。

◎委員 緊急時の対応についてお尋ねします。例えば、養護している親御さんが医療機関を受診されて「○日から入院する」というようなケースであれば、計画的に対応できると思いますが、本当に緊急の場合、例えば夜中に親御さんが倒れたというような場合、どのように対応されるのでしょうか。当事者が「行きたくない」と主張されるようなケースも想定されると思いますが、そのあたりの調整は、どのようにされるのでしょうか。

■事務局 前回の協議会でも、緊急時の対応についてお話がありましたが、警察などの関係機関との連携も必要になってくると思われます。関係機関から情

報をキャッチしたら、24時間体制で対応することとしておりますので、本人が「行きたくない」と主張される場合は、必要に応じて訪問して、本人の説得であるとか、そういった対応を行うこととしております。

◎委員 わかりました。

◎議長 各委員から様々なご意見が挙がりました。実働に向けて、各委員から様々なケースを想定いただくことは、大変ありがたいことであるし、こうして協議会の場で話し合う意義であると思います。新プロジェクトの実施に向けての議論は、ひとまずこれで終了とさせていただき、他にご意見があれば、後程また時間を取るということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◎議長 それでは、議事の(1)を終わります。

② 周南市障害者計画（第5期）の進捗状況について

◎議長 続きまして、議事の(2)「周南市障害者計画第5期の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

■事務局 議事(2) 周南市障害者計画（第5期）の進捗状況について、ご説明いたします。資料は15ページから17ページになります。

まず、本計画は、障害者基本法に基づき、全ての市町村において策定する「市町村障害者計画」として位置づけられる計画であり、「地域社会における共生」と「差別の禁止」を基本原則とし、その実現に向け、各市町村が行う施策や事業を推進するための基本計画となっております。

第5期の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの5年間です。

次に、「障害者の現状」については、令和8年4月1日現在の障害者手帳の所持者数について、身体・療育・精神の手帳種別ごとに、人数と対人口比をお示ししています。

障害者手帳所持者数は、令和7年4月1日と比べ、42人増の7,240人となっております。このうち、身体障害者手帳所持者数は3人減の4,829人、療育手帳は30人増の1,325人、精神障害者手帳は15人増の1,086人となっております。

続いて、「施策の体系と令和7年度における主な取組、目標指標等」については、先ほどご説明した基本原則に基づき、本計画において10の分野別施策

を掲げております。

それぞれの施策において令和 7 年度に取り組んだ内容については、資料をご覧くださいと思いますが、このうち、主なものについて、その進捗状況と併せてご説明いたします。

15 ページ下段の 3「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」についてですが、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、市広報を活用した手話の普及啓発などを行っております。令和 7 年度は手話通訳の派遣が 347 件、要約筆記の派遣が 2 件となっております。

昨年は東京でデフリンピックが開催されたことに伴い、大会を PR する全国キャラバンが行われ、7 月に本市でもキャラバンの歓迎セレモニーを開催しております。また、9 月 23 日の「手話言語の国際デー」に併せて、「ゆめ風車」のブルーライトアップを行いました。今年度も引き続き、手話言語の普及・啓発のためブルーライトアップを行う予定としております。

次ページの「目標指標」については、行政情報へのアクセシビリティ、いわゆる「利用しやすさ」の指標として、本計画上で掲げた目標値に対する実績をお示ししています。

上段の「文書等の音声コード化」は、市役所からの文書の郵送にあたり、視覚障害者に発送する文書の音声コード化に取り組む市役所内の部署数を示したもので、令和 11 年度までの目標値 20 課に対し、令和 7 年度実績は 19 課となっております。

下段の「設置手話通訳者による手話研修の参加者数」は、同目標値 570 人に対し、令和 7 年度実績は 47 人となっております。コロナウィルス感染症の流行以降、小・中学校や高校において手話に関する授業の実施が減っており、令和 4 年度の基準値と比べ実績値が減少している状況にあります。引き続き手話の普及に向けて取り組んでまいります。

続いて、7「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」については、成年後見制度の利用にあたり、親族がおられない、または音信不通の状況等にある人で、本人の保護のために市が申立を行う場合の経費や、家庭裁判所が選任した成年後見人等の報酬について助成を行っております。また、支援体制の構築のため、関係機関との連携強化に取り組んでいるところです。

目標指標については、「相談支援専門員・障害者施設職員を対象とした研修の参加者数」を掲げております。この研修は障害福祉サービスの質の向上等を目的として開催しているものですが、令和 11 年度までの目標値 200 人に対して、令和 7 年度実績が 44 人となっております。支援を行う関係機関との関係性を構築するため、今後も研修の実施に取り組んでまいります。

続いて、9「雇用・就業、経済的自立の支援」については、職場実習等支援給付金支給事業を実施し、就労を希望される障害者が実習先に出向かれる

際の交通費等を支援しております。令和 7 年度においては、13 件・9 名への給付実績がありました。通所就労施設利用者就労支援給付金事業は、就労継続支援事業所等に通所する障害者に対し就労支援給付金を支給するもので、令和 7 年度においては延べ 5,087 件の給付実績がありました。

また、目標指標についてですが、「就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数」は、令和 11 年度まで目標値 26 人に対し、令和 7 年度実績が 33 人となっております。引き続き就労を希望される障害者への支援を行い、就労に結び付けていきたいと考えております。

下段の、「障害者就労施設からの物品・役務等の調達額」につきましては、市役所が障害者就労施設から役務や物品を調達した額であり、令和 11 年度までの目標値 3,300 万円に対して、令和 7 年度の実績は 3,309 万円となっております。令和 7 年度は目標値を超える実績となりましたが、引き続き障害者就労施設からの役務や物品の調達について取り組んでまいります。

以上で、周南市障害者計画（第 5 期）の進捗状況についての説明を終わります。

◎議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様の方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。多岐にわたる内容となっておりますが、お気づきの点等ございましたら、よろしくお願いいたします。

（発言なし）

◎議長 特に無いようでしたら、以上をもちまして、議事(2)を終わります。

(3) 第 7 期周南市障害福祉計画・第 3 期周南市障害児福祉計画の進捗状況について

◎議長 続きまして、議事(3)「第 7 期周南市障害福祉計画・第 3 期周南市障害児福祉計画の実績報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

■事務局 (3) 第 7 期周南市障害福祉計画・第 3 期周南市障害児福祉計画の進捗状況について、ご説明いたします。資料は 18 ページから 21 ページになります。

まず「周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の位置づけ」について、ご説明いたします。本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、全ての市区町村において策定が求められている計画であり、各市区町村における、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や、必要量を定めた計画となっています。現行の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの

3年間となっています。

次に「障害者・障害児の状況」について、(1)では令和8年4月1日現在の障害者手帳の所持者数を記載しています。また、(2)では令和8年4月1日現在のサービス支給決定者数について、障害福祉サービスと、障害児通所支援等に分けて、実績を記載しています。

次に、「成果目標と進捗状況」について、ご説明いたします。まず、(1)「福祉施設入所者の地域生活への移行」についてですが、この項目では、施設入所から地域生活へ移行する障害者数を目標値として設定しています。令和7年度末の施設入所者数は231名となっており、目標値を超えている状況です。入所者の高齢化や受入態勢の確保が課題として考えられる中、グループホーム整備の働きかけや、地域における障害への理解の普及・啓発等、今後とも、実効性ある施策を研究してまいりたいと思います。

次に、(2)「福祉施設利用者の一般就労への移行」につきましても、令和7年度の実績は6人となっています。現状、目標達成には至っておりませんが、令和7年10月から制度開始となった「就労選択支援事業」も活用していくことで、目標達成に努めてまいります。

続いて、(3)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」についてご説明します。本市では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関との協議の場を設けるとともに、関係機関との調整を担う、医療的ケア児コーディネーターを、令和元年10月から配置しています。本計画における成果目標として、医療的ケア児支援コーディネーターの配置数について、計画期間中において2名と設定しましたが、令和7年度の配置実績は8名となり、目標を達成しております。

次に、4 障害福祉サービス等の見込量及び実績値については、サービスの区分ごとに、計画上の見込量と、令和7年度の実績値を記載しています。各サービスの見込量と実績値については、資料のとおりですが、主なものと言いますと、①訪問系サービスの「居宅介護」や、②日中活動系サービスの「就労継続支援B型」で見込量を超える実績値となっています。なお、障害福祉サービス支給決定者数の増加に伴い、各サービス量も増加傾向にありますが、サービス提供事業所も増加しており、現状、事業所が不足しているという認識はありません。

次に、(2)の障害児通所支援に区分されるサービスについては、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」のいずれの区分も見込量を超えるサービス提供実績となっています。これらのサービスは、新規事業所の開設などもあり、利用者が年々増加傾向にあり、今後もその傾向は続くと思われます。

最後に、5「地域生活支援事業の見込量及び実績値」についてご説明します。地域生活支援事業とは、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、障害者の地域での生活を支えるために、市及び県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称です。

本市において展開している事業のうち、「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」の4つの事業について、計画上の見込量と、令和7年度の実績値をお示ししております。移動支援事業につきましては、利用実績としては、見込値を下回っておりますが、支給決定ベースでは、25人に対して1,067時間を支給決定しており、概ね計画の見込みの範囲内となっております。

以上で、第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の進捗状況についての説明を終わります。

◎議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

◎委 員 2点お尋ねします。1点目は、資料19ページの「医療的ケア児コーディネーターの配置数」についてです。計画目標値に対して実績値が大きく上回っていますが、これは、医療的ケア児の支援ニーズが、当初の見込みよりも大きくなっているということなののでしょうか。2点目は、資料20ページの「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の数値ですが、見込量よりも実績値が大きくなっており、支援ニーズが高まっていることを意味していると思われます。これから次期計画の策定に入りますが、今後の方向性として、支給量を増やすために提供体制を見直していけるのか。以上、2点お尋ねします。

■事務局 まず、1点目の「医療的ケア児コーディネーターの配置数」の実績に関しては、医療的ケア児支援のニーズが見込みよりも大きかったということもありますし、関心を持ってコーディネーター養成研修を受講していただいた方が多かった結果であると認識しています。2点目の「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」については増加傾向にあり、ご指摘のとおり支給量の推移は次期計画にも関わってきますが、支給決定を行うなかで、サービス提供事業所が不足しているような状況ではなく、新規に参入する事業所もあるなかで、支援ニーズに応えられないといった、危機的な状況ではないと認識しています。

◎委 員 医療的ケア児の支援ニーズについて質問しますが、支援ニーズが高ま

っている理由は、医療的ケアを必要とする子どもが増えている、ということなのでしょうか。

■事務局 いま、手元に具体的な数字を持っておりませんが、増えていると思います。

◎委員 地域のなかでお話を聞くなかで、学校に通いたいけれど、学校に看護師さんが配置されていないため、学校に通えず、訪問教育になってしまう事例などもお聞きしています。その辺が、周南市で充実すればいいなと思って質問させていただきました。

◎議長 その他ご意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

◎議長 それでは以上をもちまして、議事の(3)を終わります。

| | |---------------------------------------| | (4) 第8期周南市障害福祉計画・第4期周南市障害児福祉計画の策定について | |---------------------------------------|

◎議長 続きまして、議事(4)「第8期周南市障害福祉計画、第4期周南市障害児福祉計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

■事務局 議事(4)「第8期周南市障害福祉計画・第4期周南市障害児福祉計画の進捗状況について」ご説明いたします。資料は22ページから23ページになります。

まず、資料の「1. 計画の位置づけ」をご覧ください。お手元の資料のとおり、「障害福祉計画」は障害者総合支援法に、「障害児福祉計画」は児童福祉法に、それぞれ基づいて、市町村に策定が義務付けられている計画です。両計画は、本市の障害者(児)への福祉サービスや相談支援の提供体制をどのように確保していくか、その目標や、サービスの見込量などを具体的に定める計画となっております。

次に、資料の「2. 計画期間」についてですが、こちらは、厚生労働省及びこども家庭庁が定める国の基本指針に則り、各都道府県及び市町村において、3年を1期として策定することとなっています。

次に、資料の「3. 次期計画の策定スケジュール(案)」をご覧ください。現在の「第7期障害福祉計画」と「第3期障害児福祉計画」は、令和8年度末をもって計画期間が満了いたします。これに伴い、令和9年度から令和11年

度までの３年間を計画期間とする「第８期障害福祉計画」と「第４期障害児福祉計画」を、今年度中に策定する必要があります。

本日は、計画策定に向けた、今後の進め方についてご説明させていただきます。

スケジュール（案）にお示ししているとおり、本日の第１回協議会のご説明を経て、８月頃に、総合支援学校や事業所の皆様へのアンケートを実施いたします。

そして、１０月から１２月にかけて、第２回、第３回の協議会を開催し、委員の皆様には計画の「素案」から「案」へと、段階的にご審議いただきたいと考えております。その後、計画案が固まった段階で、市民の皆様から広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施する予定です。

年が明けまして、来年２月頃に第４回協議会を開催して、委員の皆様からいただいたご意見やパブリックコメントの結果を踏まえた「最終案」をお示しし、計画の策定に至る、という流れになります。

次に、資料の「４．計画策定にあたっての基本的な考え方」をご覧ください。

先ほどもご説明したとおり、計画策定にあたっては、国の方で、基本指針が示されております。この基本指針に沿って策定を進めていくこととなりますが、本市の障害福祉や社会資源の現状等を踏まえ、本市の実状に即した計画となるよう進めていきたいと考えております。

この、国の示しております基本指針でございますが、基本的理念が掲げられ、提供体制の確保の基本的考え方や、成果目標等が示されています。

基本指針には、非常に多くの事項が示されておりますので、全てをここで取り上げることができませんが、参考として、今回、指針において、新たに成果目標として追加された項目を資料に掲載しています。現行の計画で言えば、冊子の２１ページから２５ページに掲載している事項が、これに当たります。

なお、この成果目標は、前述の「３ 次期計画の策定スケジュール（案）」の「その他」に記載しておりますとおり、県との調整を図りながら設定することとなります。項目ごとに、県の障害福祉計画のみに設定する成果目標もあれば、市の計画において設定する目標もございますので、今後、県との調整を図りながら、計画の策定を進めてまいります。

最後に、委員の皆様におかれましては、基本指針に関係したお気づきやご意見でも結構ですし、平素からのご活動の中でのご意見でも結構ですので、本計画策定に関する地域の現状、実情に関して、ご意見を賜りたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

◎議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言なし)

◎議 長 ご意見等無いようでしたら、議事の(4)を終わります。

(5) 周南市障害者差別解消支援地域協議会について

◎議 長 続きまして、議事(5)「周南市障害者差別解消支援地域協議会について」事務局から説明をお願いいたします。

■事務局 議事(5)「周南市障害者差別解消支援地域協議会」についてご説明させていただきます。資料は、24ページになります。

「障害者差別解消支援地域協議会」は、障害者差別解消法第17条、18条に規定される協議体で、障害者差別に関する相談への適切な対応や、障害者差別に関する紛争の防止や解決に向けた体制を構築するため、各市区町村単位で設置される組織であり、本市では、自立支援協議会のなかに、この協議体を位置付けております。

本市においては、これまで、自立支援協議会にお諮りするような、障害者差別に関する事案は発生しておりませんが、今後、法に示されているような、紛争等に発展しかねない事案の相談や発見が生じた場合は、ご報告申し上げ、解決に向けた協議をお願いする場合もございますので、その際は、ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、差別の禁止については、第5期周南市障害者計画においても、基本原則として掲げているところであり、本市及び本協議会におきましても、具体的事案への対応だけでなく、障害者差別の解消に向けて、引き続き周知・啓発活動にも取り組んでいきたいと考えております。

今後も、皆様からのご意見やご指導を賜りながら取り組みを進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言なし)

◎議 長 ご意見等無いようでしたら、議事の(5)を終わります。

(6) 令和 8 年度障害者の福祉を考える集いについて

◎議 長 それでは、続いて議事(6)「令和 8 年度障害者の福祉を考える集いについて」事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局 議事(6)「令和 8 年度障害者の福祉を考える集い」について、ご説明させていただきます。資料は 25 ページからになります。

昨年度に引き続き、周南市障害者計画の基本計画である「障害のある人もない人も、お互いのことを大切に、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」の普及啓発と、障害のある人とない人との相互理解の機会を創出し、地域共生社会を実現することを目的として、「令和 8 年度障害者の福祉を考える集い」を開催いたします。

開催日は、令和 8 年 12 月 6 日 日曜日の午後、会場は、周南市学び・交流プラザです。主催は、周南市と、本協議会（周南市地域自立支援協議会）になります。

メインとなる催事については、東京大学先端科学技術研究センターの教授をお招きして講演会を予定しております。なお、例年、同会場で実施していた授産品の販売と、作品展示については、市役所本庁舎を会場に、別日程で実施する予定としております。

詳細が決まりましたら、改めて皆様にご案内させていただきます。本協議会の主催事業となりますので、ぜひご来場いただければと思います。

事務局からは以上です。

◎議 長 それでは、ただいまの事務局からの説明を受けまして、ご意見またはご質問等ございましたらお願いいたします。

(発言なし)

◎議 長 「障害者の福祉を考えるつどい」に関しては、昨年度の協議会のなかで、行事の周知方法について、委員の皆様からご提案がありました。当日、会場周辺を通りかかった方々にも興味を持っていただけるよう、わかりやすく伝える工夫をすれば、参加者が増えるのではないかとのことでしたが、そういったご意見も踏まえて、事務局で企画を進めておられると思います。どうぞよろしくお願いいたします。また、委員の皆様方も、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

他にご意見等が無ければ、以上をもちまして、議事(6)を終わります。

最後に、これまでの議事を踏まえ、その他のご意見、ご提案などがありましたらお願いします。

◎委員 先ほど、事務局から「障害者の福祉を考えるつどい」の実施計画に関する報告がありましたが、東京大学先端科学技術研究センターには、本校の教育に関して色々ご支援、ご協力をいただいております。今年度も、オンラインですけれども、色々お話させていただく機会がありました。本校としても、周知等に協力していきたいと思います。

◎議長 その他、ご意見等はございますか。

(発言なし)

◎議長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了となります。スムーズな議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。ここからの進行につきましては、事務局にお返しいたします。

(議事終了)

6. 閉会

■事務局 改めまして、委員の皆様におかれましては、闊達な議論をいただき、深く感謝申し上げます。本日、委員の皆様からいただいたご意見を、今後の施策に生かしていきたいと思います。なお、次回の定例協議会ですが、資料 22 ページでお示ししておりますとおり、10 月頃を予定しております。日程が決まり次第、事務局よりご案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からのお知らせは以上ですが、その他、委員の皆様から、お知らせや、ご質問・ご意見等はございますか。

(発言なし)

■事務局 よろしいでしょうか。本日の議事の中で、後から気づかれたことや、ご質問等ございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

それでは以上をもちまして、令和 8 年度 第 1 回周南市地域自立支援協議会定例協議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。